

# 岐阜市北保健センターほか1施設電気需給仕様書

## 1 概要

- (1) 件名 岐阜市北保健センターほか1施設で使用する電気
- (2) 供給場所 岐阜市長が指定する場所
- (3) 供給建物 別紙1のとおり
- (4) 業種及び用途 官公庁（保健センター）

## 2 仕様

- (1) 供給電気方式等
  - ア 電気方式 交流3相3線式 予備線なし
  - イ 標準電圧 6,000V
  - ウ 標準周波数 60Hz
- (2) 予定契約電力、予定使用電力量等
  - ア 別紙2のとおり
- (3) 供給期間  
令和5年1月の検針日から令和6年1月の検針日の前日まで
- (4) 電力量計
  - ア スマートメーター（財産については岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者のものである。）
  - イ 検針方法 通信線設備を通じた自動検針
  - ウ 検針日程 北保健センター 毎月11日午前0時  
南保健センター 毎月10日午前0時  
検針日の変更は不可
- (5) 需給地点及び責任分界点  
各施設の構内引込第1柱上開閉器の電源側接続点
- (6) 供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定なし
- (7) 耐雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約なし
- (8) 自家発電設備、太陽光発電設備等の有無 別紙1のとおり

## 3 その他特記事項

- (1) 電気料金の計算方法
  - ア 1月（前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間）毎に算定する。
  - イ 基本料金＝基本料金契約単価×契約電力×（185%－力率）  
（※基本料金が定額の場合、力率による割引等を設定しない場合を除く。）
  - ウ 電力量料金＝電力量料金契約単価×使用電力量＋燃料費調整単価×使用電力量
  - エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量
  - オ 毎月の電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金（消費税及び地方消費税相当分を含む。）
  - カ 燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価及び適用期間は、原則、岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者に準ずることとする。
  - キ 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - ク 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - ケ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - コ 料金その他の計算における合計金額については1円未満の端数は切り捨てる。

(2) 電気料金の請求及び支払い

ア 電気料金の支払いは毎月とし、受注者は（１）に基づき算定された電気料金を発注者に請求するものとする。

イ 毎月の請求書等は書面により別紙１へ送付すること。（WEBでの対応は不可。）

ウ 支払いは、納付書による入金のほか、指定の口座への振込とする。

(3) 現在の供給者

大和ハウス工業株式会社

(4) 今回の契約を実行するため、設備改造等の費用が発生する場合は、受注者負担とする。

(5) アフターサービス及びメンテナンスの体制を整備し、必要な場合は迅速に対応すること。

(6) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者による協議のうえ定めるものとする。

別紙1 需給場所一覧

No.	施設名	住 所	附属設備	請求書送付先
1	北保健 センター	岐阜市長良東2丁目 140番地	—	〒502 - 0082 岐阜市長良東2丁目140番地 北保健センター
2	南保健 センター	岐阜市茜部菱野1丁目 75番地2	非常用自家発電機 20kVA	〒500 - 8268 岐阜市茜部菱野1丁目75番地2 南保健センター

別紙2 予定契約電力・予定使用電力量

供給年月	北保健センター		南保健センター	
	使用電力量 (kWh)			
	その他季	夏季	その他季	夏季
令和5年 1月	17,000		11,000	
令和5年 2月	30,000		10,000	
令和5年 3月	20,000		9,000	
令和5年 4月	12,000		7,000	
令和5年 5月	9,000		7,000	
令和5年 6月	12,000		10,000	
令和5年 7月		17,000		13,000
令和5年 8月		28,000		15,000
令和5年 9月		25,000		13,000
令和5年 10月	15,000		8,000	
令和5年 11月	11,000		8,000	
令和5年 12月	14,000		10,000	
合計	210,000		121,000	

- ※ 予定契約電力は、北保健センター201kW、南保健センター76kWとしている。
- ※ 契約電力が500kW未満の施設の実際の契約電力は、その月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
- ※ 予定平均力率は100%とする。
- ※ いずれも予定数量であり、実際の取引においては検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができる。
- ※ 夏季は7月1日から9月30日までの期間、その他季は夏季以外の期間としている。